

画期的な都労委命令

JALに不当労働行為認定

東京都労働委員会は
1月15日、JAL被解
雇者労働組合(JHU)

が21年に申し立てた日
本航空(JAL)によ
る不当労働行為救済申
立事件について、会社
側の不当労働行為と認
定する命令を交付し
た。整理解雇後の人員
体制をめぐり、労働組
合が求めた説明に対
し、JALが具体的な
根拠を示さず説明を拒
んできたことが、不誠
実な団体交渉に当たる
と判断された。

航空法で公表が求め
られているJALグル
ープの「安全報告書」
からも「更生計画」の
人員削減目標を735
名も超過した「不当解
雇」であった。しか
し、JALは解雇当時

この数字を公表してい
ない。

労働委員会は、解雇
の有効性とは別に、労
使が問題解決に向け協
議を行う前提として、
人員数に関する具体的
説明は不可欠であり、
会社には「誠実交渉義
務」があると指摘した。

命令は、今後同様の
団体交渉の申入れがあ



都労委命令書交付後の
記者会見 1月15日

った場合、JALが根
拠を示して具体的に見
解を述べること、また
不当労働行為を行った
事実を認め、再発防止
に努める旨の文書を組
合に交付することを求
めている。

JHUはあわせて、
整理解雇の過程に国交
省が強い影響力を及ぼ
したとして、団交拒否
の救済も申し立ててい
た。都労委は、国交省
が更生過程に「一定の
影響を及ぼしたことは
否定できない」と関与
は認めしたが、「使用
者」には当たらない
と、棄却した。

すでに整理解雇事件
は最高裁まで争われ、
判決が確定している
が、それでもJALに
対して、整理解雇後の
JALグループの乗務
員・客室乗務員の人数
を、団交で誠実に説明
することを命じた本命
令は画期的なものだ。